

税務署より〇〇〇

医療費控除が

変わります

医療費とは、次のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なものをいいます。

○医師や歯科医師に支払った診療代、治療代。

○治療や診療のために必要な医薬品の購入費。

○マッサージ師、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費。

○保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養中の世話の費用。

○助産婦に対して支払った分娩の介助料。

○通院費用、入院の部屋代や食事代等の費用、医療用機器の購入代や貸借料の費用で通常必要なもの。

■変わった点
○医療費控除の足切り限度額が引き上げられました。

昭和六十三年分から五万円から十万円に引き上げられました。

○お年寄り等のおむつ代も医療費

控除の対象となりました。

六ヶ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認められた人のおむつ代が、昭和六十三年一月一日以後に支出するものから医療費控除の対象とされました。

なお、この控除には、医師の証明書が必要で、また、医療費控除を受けるため

国税専門官採用試験

のお知らせ

人事院・国税庁では、「国税専門官試験」の受験者を募集しています。

国税専門官とは、歳入予算の大部分を占める内国税の賦課・徴収を行う国税庁の一線で、税のスペシャリストとして調査等の国税事務に従事します。

税務のスペシャリストとして活躍したいという希望に燃えた若い諸君の応募を待っています。

募集要綱は、次のとおりです。
■受験申し込み受付期間：五月十三日(金)～五月二十日(金)

■申込書請求先：国税庁または最寄りの国税局・人事院地方事務局
へ

■申込書提出先：第一次試験地を所轄する国税局

には、確定申告が必要です。そのためには、支出額を証明する領収書等を添付しなければなりませんので、忘れずに保存しておいてください。

詳しいことは、南国税務署(☎3215)までお気軽にお尋ねください。

■試験日
第一次試験 七月九日(申)、十日(酉)
第二次試験 九月十二日(卯)～九月十四日(辰)のうちで、第一次試験合格通知書で指定する日

■第一次試験地・四国では高松市

と松山市。全国で十二都市あります。

■第二次試験地・四国では高松市、全国で十二都市あります。

※試験地については、受験に便利な都市を選べます。

■第一次試験合格者発表：八月十二日(卯)

■最終合格者発表：十月十一日(戌)

■受験資格：昭和三十六年四月一日～昭和四十二年四月一日生まれの者

■試験の程度：大学卒業程度

■採用予定者数：約八百人

■問い合わせ先：高松国税局人事第二課試験係(☎07783111)へ(照会ください)。



あなたの善意を赤十字に

く、皆さんの人道と博愛の善意によって、よりよい赤十字活動を進めるためにご協力をお願いするものです。ご家庭、事業所に南國市赤十字奉仕団がお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

詳しいことのお問い合わせは、福祉事務所社会係(☎21111内線160、162)まで。

【福祉事務所】

婦人少年室協助員が

決まりました

労働問題などお気軽にご相談を

このたび婦人少年室協助員・特別協助員が労働大臣より委嘱発令されました。

婦人少年室協助員とは、その地域において社会的信望があり、婦人青少年問題に深い理解と熱意を持つ、主として民間の有識者に労働大臣から委嘱されるものです。

職場における男女の機会均等など婦人、青少年問題でお悩みの方は、次の二人の方にご相談ください。

武山かず 岡豊町中島一三三二
☎0154

松木正朗 片山一六三八
☎1815